

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	電動鋸(バスターIV)用部品1ほか4点 買入	19:産業用機器	花木工業(株) 大阪支店	1,897,500	令和7年11月14日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G30	-

随意契約理由書

1 案件名称

電動鋸（バスターVI）用部品1ほか4点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、背骨を二分割する際に用いる電動鋸（バスターVI）並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー（JC-III A）及び骨割りする際に用いるブリスケットソー（MG-1E）を構成する純正部品を買入れるものである。

電動鋸（バスターVI）、デハイダー（JC-III A）及びブリスケットソー（MG-1E）については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）